廃炉発官Ｒ８第１１９号
令和８年１０月２９日

原子力規制委員会　殿

東京都千代田区内幸町１丁目１番３号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長　　小早川　智明

福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画　変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６４条の３第２項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以　上

「福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画」について，下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所，変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画

福島第一原子力発電所における自衛消防隊の運用最適化を目的として，自衛消防体制の見直しを実施することに伴い，下記の通り変更を行う。

Ⅲ　特定原子力施設の保安

第３編（保安に係る補足説明）

1. 運転管理に係る補足説明

1.2　火災への対応

・自衛消防体制の見直しに伴う記載の変更

・残置車両１台に関し，対応が完了したことに伴う記載の削除

・発電所における防火対策について記載の見直し

以　上

别添

1.2　火災への対応

1.2.1　火災発生の可能性及び影響評価

1.2.1.1　発電所周辺の大規模火災

(1)　火災発生の可能性

発電所周辺で火災が発生した場合,発見時期や初動対応の状況によっては火災が拡大する可能性がある。また，周辺の林野や草地において火災が発生した場合には，風向，風速，乾燥状態等の気象条件や植生の状況により延焼範囲が拡大し，発電所敷地内へ延焼する可能性がある。

(2)　影響評価

発電所周辺で発生した大規模火災が敷地内へ延焼してきた場合でも，「1.2.2.1 防火帯」ならびに「1.2.2.2 散水」に示す防火対策により発電設備・炉注水配管等の重要設備への延焼を防止する。

1.2.1.2　敷地内での火災

(1)　施設・設備からの火災

a.　施設・設備からの火災発生の可能性

施設・設備の不具合や劣化により火災が発生する可能性がある。

b.　影響評価

施設・設備については，「1.2.2.3 施設設計及び施設運用の防火対策」を確実に実施することにより，火災発生防止と早期検知・消火に努める。

(2)　危険物貯蔵施設からの火災

a.　施設・設備からの火災発生の可能性

危険物貯蔵施設の損傷や劣化により,危険物が漏えいし,火災が発生する可能性がある。

b.　影響評価

危険物貯蔵施設については，「1.2.2.4 危険物貯蔵施設における防火対策」を確実に実施することにより火災を防止する。

(3)　火気作業における火災

a.　火気作業における火災発生の可能性

発電所内における火気作業は，ノロ等の溶滴のある作業としてガス溶接・溶断作業，アーク溶接作業等があり，火花の飛散がある作業としてグラインダー，サンダ

一作業等がある。これら作業により，火災発生の可能性がある。

b. 影響評価

火気作業においては，「1.2.2.5 火気作業における防火対策」を確実に実施することにより火災を防止する。

(4) 伐採木の自然発火

a. 伐採木の自然発火の可能性

回収した伐採木は可能な限り枝葉根と幹根に分別し，構内の一時保管エリアに一時保管している。

伐採木のうち，幹根については通気性が確保されているために自然発火の可能性はほとんどないが，枝葉根については微生物による発酵と酸化反応による発熱が考えられるため，自然発火の可能性がある。

b. 影響評価

伐採木の自然発火の可能性に対し，「2.1.1　放射性固体廃棄物等の管理 2.1.1.3 対象となる放射性固体廃棄物等と管理方法　(2)運用 b. 事故後に発生した瓦礫等 (b) 伐採木 ⅱ.防火対策」を確実に実施することにより火災を防止する。

(5) その他

a. 車両の事故に伴う火災の可能性

車両並びに道路の整備不良が原因となり，事故が発生しそれに伴い，設備や雑草等から火災が発生する可能性がある。

b. 影響評価

２０１４年６月からは構内に車両整備工場を設置し，発電所構内専用車両の整備を開始するなど点検整備環境の充実を図り，事故リスクの低減を図っている。

発電所構内専用車両の車両点検・整備については，道路運送車両法の制約を受けないが，日常・月例等の自主点検を実施するとともに車両整備工場においては法定点検相当の整備を実施し故障リスク低減に努めている。更に発電所構内専用車両のデータベース化を行い，車両の管理者に対し，車両整備工場又は整備士による定期的な車両整備を実施するよう，働き掛けを行い，未整備車を無くすよう努めている。

道路については，計画的に整備を進めるとともに，構内パトロールを継続実施し破損箇所確認の際には，その都度補修を行っている。

以上を確実に実施することにより車両の事故を減らし火災を防止する。

1.2.2　防火対策

1.2.2.1　防火帯

○　発電所周辺からの大規模火災に対しては，発電設備・炉注水配管等の重要設備に火災の影響が及ぶことを確実に防ぐことを目的として，重要設備の周辺に必要な防火帯を確保する。

○　防火帯に必要な形成幅については，(独) 原子力安全基盤機構の「福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価」(JNES-RC-2012-0002) を参考に３０ｍ以上を確保することとした。

○　林野火災の専門家に現地の状況を視察頂き，防火帯幅を拡張する為の伐採箇所や林野火災において延焼しやすいと考えられる斜面の樹木の伐採等について指導を頂き，これに基づき，防火帯形成の為の除草を平成２４年１２月に，また森林の伐採工事については平成２５年３月に実施した。(添付資料－１参照)

○　防火帯の機能をより確実なものにしていくため，林野火災が発生しやすいと考えられる時期までに防火帯の点検と維持対策を行う。具体的には，毎年１０月中を目途に防火帯機能について点検調査を行い，必要に応じて１２月末までに雑草の除去等を行う。

1.2.2.2　散水

○　発電所敷地外で火災が発生し，発電所敷地内に延焼する可能性がある場合には，直ちに初動対応として発電所に常駐している「初期消火活動を行う要員 (自衛消防隊)」(以下，「自衛消防隊」という。) が消防車と散水車にて予防散水 (発電所構内) を実施することとし，周辺での火勢や敷地内への飛び火の状況等に応じ，散水車を追加し予防散水に当たる。防火水槽等が近辺にある場合は消防車の連結により散水を実施し，防火水槽等が近辺に無い場合は散水車を使って消防用水を運搬し，散水を実施する。

1.2.2.3　施設設計及び施設運用の防火対策

○　今後設置する特定原子力施設の設計にあたっては，発火源となりうる機器及び電気設備等からの発火により影響を受ける可能性のある場所に設置される重要な設備の材料は，基本的に不燃性又は難燃性のものを使用する。又やむを得ない場合については，発火源からの影響を緩和する対応や火災の早期発見，消火器の設置を行う。一方震災後，危険時の措置として設置されている設備については，一部不燃性又は難燃性のものでない材料を使用しているが，発火源からの影響を緩和する対応や火災の早期発見，消火器等の設置を行うことで火災による設備損傷を防止する。

○　火災を含めた設備異常の監視に努めるとともに，消火設備を設置して初期消火を行う。

○　今後，次の諸課題について随時検討を行い，優先順位を考慮し計画的に対策を講じていく。

①　火災検知設備・消火設備の復旧または代替措置

１～４号機建屋内の火災検知設備，本設の消火設備は，震災により損傷しているが，今後施設を運用していくエリアについては，火災検知設備，消火設備の復旧または代替措置を講じる。

②　重要設備の火災防護対策（危険物との離間距離，延焼防止策等）

施設の安定化に必要となる重要設備を防護する観点で，電気設備や危険物貯蔵施設等の配置・位置関係を考慮した防火対策について検討を行う。

③　電気設備の防火対策

電気設備により火災が発生する要因は，設備故障等による漏電・地絡・短絡により，設備が過熱または加熱が繰り返されることで電気火災に至ることから，これまで設置してきた電気設備の現場調査を継続的に実施しながら，その結果も踏まえ，以下の対策を順次実施する。

・着火源の低減対策として漏電遮断器，過電流保護等の保護装置を設置する。
・延焼防止対策としてケーブル，電路等については，不燃性又は難燃性の材料を使用することを基本とし，非難燃性材料については，材料の変更を図っていく。
・ケーブルの保護のために，トラフ等の防護策を講じることを基本とし，未実施箇所についても対策を図っていく。
・ケーブルルート図等の図書整備を行い，現場管理面の充実化を図っていく。

1.2.2.4　危険物貯蔵施設における防火対策

○　危険物貯蔵施設では，関係法令に基づき，防火管理を適切に実施する。火気使用の管理，施設・設備の定期点検，危険物の適正保管を徹底するとともに，消火設備の維持管理や防火教育・訓練を実施し，火災予防および被害の軽減に努める。

1.2.2.5　火気作業における防火対策

○　火花飛散防止の養生をする。
○　作業現場の可燃物を除去する。除去できない場合は不燃シートで養生する。
○　屋外で近くに枯草等の可燃物がある場合は予防散水を実施する。
○　周囲で火気厳禁危険物を使用していないことを確認する。
○　消火器を身近に設置する。
○　火気作業保護具の着用。前掛け，革手袋，腕カバー，足カバーを着用しタイベックの露出を防ぐ。
○　火気使用開始，終了を当直に連絡する。
○　作業場退出の際及び火気使用作業終了３０分後に消火確認をする。

○　強風により火気養生が機能しない場合，作業を中断する。
○　危険物貯蔵施設や重要設備に対して十分な離間距離を確保できる作業場所を選定する。離間距離が十分に確保できない場合には，上記の防火対策を徹底する等の措置を講じる。

1.2.3　火災発生時の対策

1.2.3.1　通報

○　火災を発見したものは直接通報手段がある場合は直ちに１１９番通報を行う。更に，構内の保安電話等を用いて緊急時対策本部へ火災発生の報告を行う。
○　緊急時対策本部内で火災発生情報を共有し，速やかに防火管理者（含む代務者）からも１１９番通報を行うとともに，「1.2.3.2　自衛消防隊体制・消火訓練」に示す自衛消防隊に出動を指示し，消火活動を開始する。
○　通報ルール・連絡先については，掲示板への掲載等の方法で，当社社員及び協力企業職員へ周知する。

1.2.3.2　自衛消防隊体制・消火訓練

○　発電所構内の消火活動を速やかに対応するために，自衛消防隊として，総括指揮者を含む１０名以上の要員を，新事務本館を中心に常駐させる。
○　消火用の消防車として化学消防車１台，水槽付きポンプ車１台，散水車２台を常時可動できる状態で配備する。
○　発電所構内における火災を想定した消火手順書を作成し，これに基づいた消火訓練を自衛消防隊に対して計画的・確実に実施していく。

1.2.3.3　火災に対する監視の強化（早期発見）

○　発電所構内においては警備員，自衛消防隊，運転員，工事監理員が毎日パトロールを実施し，火災等異常の早期発見に努める。
○　建屋内については，火災監視機能を順次復旧しており，建屋全体での機能復旧が難しい箇所は，局所的に感知器及びその監視カメラを順次設置している。危険物屋外貯蔵所についても監視用カメラ複数台を設置し監視を行っている。これらの設備を用いて，火災の早期発見に努めるとともに，今後も建屋内の火災監視機能の復旧を進めていく。
○　発電所敷地周辺火災監視用カメラ複数台を，発電所敷地内に設置し，敷地内外の監視を行っている。この監視において，火や煙等何らかの異常を発見した場合には１１９番通報する。
○　林野火災が発生しやすいと考えられる時期においては，発電所敷地周辺の監視強化を行い，火災の早期発見に努める。

1.2.3.4　構内の消火設備

○　発電所の消火設備として消火栓，防火水槽，採水口，消火配管，消火器等を設置する。

○　津波により破損している１～４号機周りの消火栓については周辺整備状況を鑑み計画的に設置する。

○　設置する消火配管については，地盤変位対策を考慮したものとし，適切な状態に維持する。

1.2.3.5　建物の自動火災報知設備，避難設備

○　火災発生時の避難対策として，人が立ち入る建物には自動火災報知設備，避難設備を設置し，適切な状態に維持する。

○　１～４号機建屋内の本設の自動火災報知設備，避難設備は，震災により損傷しているが，今後施設を運用していくエリアについては，自動火災報知設備，避難設備の復旧または代替措置を講じる。

1.2.4　添付資料

添付資料－１　福島第一原子力発電所における防火帯形成図

2026 年 10 月 29 日
東京電力ホールディングス株式会社

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」 の変更認可の申請
に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

＜申請書＞

申請件名	自衛消防体制見直しに伴う実施計画の記載変更
申請概要	福島第一原子力発電所における自衛消防隊の運用最適化を目的として，自衛消防体制の見直しを実施することに伴い，実施計画の記載変更を行う。

上記の申請に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果を以下に示す。

＜核セキュリティ及び保障措置への影響の有無＞

確認項目		影響の有無	備考
核セキュリティへの影響	① 防護対象の追加等による影響の有無	無	防護対象の追加等はないため，影響無し。
	② 侵入防止対策に係る性能への影響の有無	無	防護設備及び監視体制に変更を及ぼすものでは無いため，影響無し。
保障措置への影響	① 設計情報質問表（DIQ:Design Information Questionnaire）への影響の有無	無	変更手続きが必要な事項に該当しないため、影響無し。
	② 査察機器の移設又は新規設置の有無	無	既存の査察機器との干渉がないため、影響無し。
	③ サイト内建物報告の観点から，恒久的な建物・構造物の新設の有無	無	既報告の内容に変更がないため、影響無し。
	④ 既存の査察実施方針への影響の有無	無	既存の IAEA 査察内容（施策）での対応可能。